

定請求書」の提出が必要です。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から児童手当等の額が増額されるので、手続きが遅れないように注意してください。

●児童手当等の額が減額される時

現在、児童手当等の支給対象となっている児童の一部が年齢要件に該当しなくなった場合（中学生になり支給対象となる期間を終えた場合）や児童を養育しなくなった、また、支給要件児童（養育する18歳未満のすべての児童）が減った場合などにより支給の対象となる児童が減ったときには、「額改定届」を提出してください。

児童扶養手当

●受給資格

①受給者となるための要件

父親と生計を同じくしていない児童を監護している母親、または母親に代わって養育している方に対して支給されます。ただし、老齢福祉年金以外の公的年金受給者は対象になりません。

②手当支給の対象となる児童

18歳未満の児童（18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある児童）または20歳未満で一定以上の障害のある児童で、次のいずれかに該当する場合。

- ・父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ・父が死亡した児童
- ・父が重度の障害にある児童
- ・父の生死が明らかでない児童
- ・父に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母の婚姻によらないで生まれた児童
- ・父母ともに、不明である児童

●所得制限

前年分の本人および扶養義務者などの所得が一定額以上の方は、支給が停止されます。

●手当の額

全部支給の場合 月額41,720円

一部支給の場合 月額41,710円～9,850円（所得に応じて）

児童が2人の場合は、上記金額に5,000円の加算、3人目以降は3,000円の加算。

●手当を受ける手続

認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ・請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
- ・その他必要書類 ※印鑑、預金通帳を持参してください。

●現況届

手当受給者は、毎年8月に届け出て支給要件の審査を受けます。この届を出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届をしないと資格が無くなります。

特別児童扶養手当

●受給資格者

一定以上の障害のある児童（20歳未満）を扶養する父母または父母に代わってその児童を養育している方。

●次のような場合は手当を受けることができません。

- ①児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができる時
- ②児童福祉施設に入所している時

●支給制限

父母や生計を共にしている扶養義務者の所得が一定以上ある場合は、8月から翌年7月まで支給が停止されます。

●手当の額 ①1級 月額50,750円 ②2級 月額33,800円

●手当を受ける手続

認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ・請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
- ・診断書（用紙は役場にあり。）
- ・その他必要書類

※診断書は、身体障害者手帳や療育手帳を所持している場合は省略できる場合があります。

※印鑑、預金通帳を持参してください。

●所得状況届

手当受給者は、毎年8月に届け出て支給要件の審査を受けます。この届を出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届をしないと資格が無くなります。

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当について

児童手当

●目的

児童を養育している家庭生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成のため、下記の児童を養育している方に児童手当を支給します。

●手当の種類

【3歳未満の児童】

- ①児童手当
- ②特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン（厚生年金に加入している方）等の特例として、所得が一定額未満の場合に限って、児童手当と同額の給付が支給されます。

【3歳以上小学校修了前までの児童】

③小学校修了前特例給付

●支給対象

児童手当等は、小学校修了前までの間にある児童を養育している方に支給されます。ただし、所得が一定額以上の場合には、支給されません。

●支給額

3歳未満の児童 一律 10,000円（月額）

3歳以上の児童 ◆第1子 5,000円（月額） ◆第2子 5,000円（月額） ◆第3子以降 10,000円（月額）

●支払時期

原則として、毎年2月・6月・10月にそれぞれの前月分までが支払われます。

●所得制限

所得には一定の控除があります。また、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。

●手続きについて

出生、転入等により、新たに受給資格が生じた場合、受給するには、「認定請求書」又は「額改定認定請求書」の提出が必要です。

●手続きに必要な書類等

- ・年金加入証明書〈請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出〉
- ・児童手当用所得証明書
- ・請求者の預金通帳（銀行）
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります

●続けて手当を受ける場合

児童手当等を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当等を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

●現況届に必要な書類等

- ・年金加入証明書又は健康保険証の写し〈請求者が被用者（サラリーマン等）である場合に提出〉
- ・前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（その年の1月1日に現在の住所が京極町になかった場合に提出）

●他の市区町村に住所が変わるとき

他の市区町村に住所が変わる場合には、当該市区町村での児童手当等の受給資格が消滅します。転出の際には受給事由消滅届を提出してください。

転出後の市区町村で手当を受けるためには、新たに「認定請求書」の提出が必要となります。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなるので、注意してください。また、転出後の市区町村での手続きに、前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書が必要となるので、転出する際は必ず手続きをしてください。

●児童手当等の額が増額される時

現在、児童手当等を受けている方が、出生などにより支給の対象となる児童が増えたときには、「額改定認

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	所得制限限度額（万円） （厚生年金加入者の場合）
0人	4 6 0	5 3 2
1人	4 9 8	5 7 0
2人	5 3 6	6 0 8
3人	5 7 4	6 4 6
4人	6 1 2	6 8 4
5人	6 5 0	7 2 2